

指定共同生活援助事業所 障害者グループホームカイト

運営規程

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者グループホームカイト 運営規程（指定共同生活援助）

（事業の目的）

第1条 株式会社カイトが設置する障害者グループホームカイト（以下「事業所」という。）において実施する指定障害福祉サービスの共同生活援助事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、共同生活援助の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な共同生活援助の提供を確保することを目的とする。

（運営の方針）

第2条

- 1 事業所は、利用者に対して、その自立と社会経済活動への参加を促進する観点から、利用者の能力や特性、環境などに即した適切な介護や支援を行うものとする。
- 2 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場にたった福祉サービスを提供するよう努めるものとする。
- 3 できる限り居宅に近い環境の中で、地域や家族との結びつきを重視した運営を行い、市町村、指定障害者支援施設や障害福祉サービス事業を行う者、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。
- 4 提供する福祉サービスの点検と評価を定期的、継続的に実施するなど必要な措置を講じ、さらなる福祉サービスの質の向上を目指すものとする。
- 5 極めて公共性・公益性の高い事業に取り組んでいることから、事業の持続的発展を図るため、安定的な経営と福祉サービスを支える人材の育成に努めるものとする。
- 6 「障害者総合支援法に基づく指定共同生活援助事業の人員、設備及び運営に関する基準」に定める内容のほか関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名 称 障害者グループホームカイト
- （2）所在地 千葉県習志野市花咲 2-4-1
- （3）共同生活住居

共同生活住居の名称	所在地
障害者グループホームカイト	千葉県習志野市花咲 2-4-1
障害者グループホームカイト鷺沼	千葉県習志野市鷺沼 4-6-6
障害者グループホームカイト三山	千葉県船橋市三山 2-21-21
障害者グループホームカイト東習志野	千葉県習志野市東習志野 6-17-1
障害者グループホームカイト大久保	千葉県習志野市大久保 2-5-12 LUANA 2 階
障害者グループホームカイト三山別館	千葉県船橋市三山 3-4-2
障害者グループホームカイト実籾別館	千葉県習志野市実籾 1-35-6 K&Y マンション

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。ただし、厚生労働省令で定める基準を下回らない範囲で変動することがある。

(1) 管理者 1名(常勤・兼務)

管理者は、従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行う。

(2) サービス管理責任者 2名(兼務1名、非常勤1名)

サービス管理責任者は、利用者の共同生活援助計画を作成するとともに、サービス内容の評価、日中活動サービス事業所との連絡調整等、他の従業者に対する技術的な指導及び助言を行う。

(3) 世話人 16名(常勤・兼務 2名、非常勤・兼務 14名)

世話人は、食事の提供や生活上の相談等、日常生活を適切に援助する。

(4) 生活支援員 12名(常勤・兼務 2名、非常勤・兼務 10名)

生活支援員は、利用者に対し入浴、排泄等日常生活に関する介護を行う。

(5) 夜間支援員 13名(非常勤職員・兼務 13名)

(入居定員)

第5条 事業所の入居者の定員は、35人とする。

(定員内訳)

共同生活住居の名称	定員
障害者グループホームカイト	4名
障害者グループホームカイト鷺沼	5名
障害者グループホームカイト三山	4名
障害者グループホームカイト東習志野	4名
障害者グループホームカイト大久保	9名
障害者グループホームカイト三山別館	5名
障害者グループホームカイト実籾別館	4名

(共同生活援助を提供する主たる対象者)

第6条 事業所において共同生活援助を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

- 精神障害者
- 知的障害者

(共同生活援助の内容)

第7条 事業所で行う共同生活援助の内容は、次のとおりとする。

- (1) 利用者に対する相談
- (2) 食事の提供
- (3) 健康管理・金銭管理の援助
- (4) 余暇活動の支援
- (5) 緊急時の対応
- (6) 職場等との連絡調整
- (7) 財産管理等の日常生活に必要な援助
- (8) 食事や入浴、排泄等の介護
- (9) 一時的に体験的な利用が必要と認められる者に対する前各号に掲げるサービスの提供 (以下、「体験的な利用」という。)

(利用者から受領する費用の額等)

第8条

事業所は、指定共同生活援助を提供した際は、利用者から当該指定共同生活援助に係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。

- 2 事業所は、法定代理受領を行わない共同生活援助を提供した際は、利用者から政令で定める費用の額の支払いを受けるものとする。支払いを受けたときは、当該費用に係る領収証を利用者に対し交付するものとする。
- 3 事業所は、前二項のほか、次に定める費用については毎月 26 日（土日祝の場合は翌営業日）に当該月分を利用者から徴収し、徴収した月の半期末までに精算し、残金が生じたときは、利用者とその残金を返還するものとする。

- (1) 家賃
障害者グループホームカイト 月額 40,000 円
障害者グループホームカイト鷺沼
101,201,202,203 月額 25,600 円 204 月額 23600 円
障害者グループホームカイト三山
101号室、201号室、203号室 月額 19000 円
202号室 月額 25000 円
障害者グループホームカイト東習志野
101号室、202号室 月額 35000 円
201号室、203号室 月額 40000 円
障害者グループホームカイト大久保 月額 43000 円
障害者グループホームカイト三山別館 月額 33000 円
障害者グループホームカイト実籾別館 月間 46000 円

(2) 光熱水費 月額 12,000 円(各棟共通)

(3) 食材料費 朝食 400 円 夕食 600 円(各棟共通)

(4) 日用品費等日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、利用者
に負担させることが適当と認められるもの 月額 3,000 円

3 前 2 項に規定する額の支払いを受けたときは、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った利用者に対し交付するものとする。

4 第 2 項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

(入居に当たっての留意事項)

第9条 利用者は、入居に当たっては、次に規定する内容に留意すること。

(1) 入居に当たっては、利用契約書及び重要事項説明書を遵守する。

(利用者負担額等に係る管理)

第10条 事業所は、利用者（体験的な利用に係る利用者を除く。）が同一の月に事業

所が提供する指定共同生活援助及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定共同生活援助及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、事業所は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、利用者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

- 2 事業所は、体験的な利用に係る利用者から依頼を受けた場合は、当該利用者について前項に定める利用者負担額に係る管理を行わなければならない。

(緊急時等における対応方法)

第11条 従業者は、現に共同生活援助の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

(非常災害対策)

第12条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

- 2 夜間及び深夜の時間帯を通じて、利用者に緊急の事態が生じた時に、利用者の呼び出し等に速やかに対応できるよう、常時の連絡体制を確保するとともに、緊急時の連絡先や連絡方法を共同生活住居の見やすい場所に掲示するものとする。

(苦情解決)

第13条 事業所は、提供した指定共同生活援助に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

- 2 提供した指定共同生活援助に関し、法第10条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定共同生活援助事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 提供した指定共同生活援助に関し、法第11条第2項の規定により都道府県知事が行う報告若しくは指定共同生活援助の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 4 提供した指定共同生活援助に関し、法第48条第1項の規定により都道府県知事又

は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定共同生活援助事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、都道府県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

5 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

（虐待防止に関する事項）

第 14 条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずる。

2 虐待防止のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会を設置するとともに、委員会での検討結果を従業者に周知徹底する。

（身体拘束の適正化）

第 15 条 事業所は、身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。

2 身体拘束等の適正化のための対策委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

3 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。

4 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

（感染症や災害への対応力の強化）

第 16 条 事業所は、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる置を講じなければならない。

一 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

二 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

三 従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する。

2 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

3 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

4 事業者は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

5 事業者は、前項に規定する（非常災害に備えるための）訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

（ハラスメント対策）

第17条 適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

（医療機関との連携強化・感染症対応力の向上）

第18条 指定共同生活援助は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

2 指定共同生活援助は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

（地域との連携等）

第19条 利用者及びその家族、地域住民の代表者、共同生活援助について知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される地域連携推進会議を開催し、おおむね1年に1回以上、運営状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2 会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、会議の構成員が事業所を見学する機会を設けなければならない。

3 第1項の報告、要望、助言等についての記録を作成し、これを公表する

（その他運営に関する重要事項）

第20条 事業所は、職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

（1）採用時研修 採用後1カ月以内

（2）継続研修 年1回

2 職員は、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するものとする。

3 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

4 事業所は、他の指定障害福祉サービス事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者又はその家族の同意を得るものとする。

5 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

- 6 事業所は、利用者に対する共同生活援助の提供に関する諸記録を整備し、当該共同生活援助を提供した日から5年間保存するものとする。
- 7 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社カイトと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(地域生活支援拠点等の機能を担う事業所)

第21条 障害者グループホームカイトは「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成29年厚生労働省告示第116号）第二の三」に規定する地域生活支援拠点等として次の機能を担う。

(1) 体験の機会・場

病院や施設、親元からの自立にあたって、障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能。

(2) 地域の体制づくり

地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能。

附則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

この規定は、令和5年1月10日から施行する

この規定は、令和5年7月1日から施行する

この規定は、令和5年9月1日から施行する

この規定は、令和6年6月1日から施行する

この規定は、令和6年7月1日から施行する

この規定は、令和6年12月1日から施行する